

基安発 0701 第 2 号
平成 25 年 7 月 1 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長殿



厚生労働省労働基準局安全衛生部長

平成 24 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく
労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、1,2-ジクロロプロパン、ナフタレン、フェニルヒドラジンの 3 物質についてリスク評価を行い、今般その報告書が取りまとめられました。

本報告書を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

また、検討会報告書の概要を別添として添付するとともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200003394z.html>) に掲載していますのでお知らせします。

なお、平成 24 年度に国がばく露実態調査を行った対象物質のうち、残りの 7 物質についてもリスク評価を実施し、同様の報告書を取りまとめる予定であることを申し添えます。

記

1 リスク評価を行った物質について

(1) 制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべきとされた物質について

1, 2-ジクロロプロパンについては、リスク評価の結果、当該物質を含有する洗浄剤を用いて行う洗浄又は払拭の業務においては、事業場の作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが認められたため、当該作業について健康障害防止措置の検討が必要と結論された。

このため、リスク評価の結果を踏まえ、健康障害防止措置の検討を行い、関係法令の改正を進めているところである（平成 25 年 8 月公布、同年 10 月施行予定）。

しかしながら、この物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いば

く露が生じる可能性があることから、関係法令の改正までの間についても、1, 2一
ジクロロプロパンを取り扱う業務については、平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第
1 号「洗浄又は拭拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」に基づき、
引き続き、リスクの低減に取り組むこと。

2 初期リスク評価を行った物質について

(1) 高いリスクが認められたため、さらに詳細なリスク評価が必要とされた物質について

ナフタレンについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程において労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが確認されたため、平成 25 年度において、引き続き詳細なリスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしている。

しかしながら、この物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細なリスク評価の結果を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

(2) 引き続き適切な管理を行うべき物質について

フェニルヒドラジンについては、リスク評価の結果、事業場において高いリスクは確認されなかった。

しかしながら、この物質は有害性の高い物質であることから、必要に応じて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進すること。

化学物質のリスク評価検討会報告書の概要及び今後の対応

1 リスク評価物質

「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」又は「ヒトに対して発がん性が疑われる」とされている次の物質

(1) リスク評価（1物質）

○1,2-ジクロロプロパン

(2) 初期リスク評価（2物質）

○フェニルヒドラジン

○ナフタレン

2 リスク評価の手法

リスク評価は、「有害性の評価」と「ばく露の評価」から行われる。

(1) 「有害性の評価」は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値（「評価値」）を設定する。

(2) 「ばく露の評価」は、「有害物ばく露作業報告」（労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告）が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた労働者のばく露測定結果からばく露濃度を算出する。

(3) 有害性の評価から得られた「評価値」と、ばく露の評価から得られた「ばく露濃度」を比較することにより、労働者の健康障害の生じるリスクの高低を判定する。

3 リスク評価の結果及び今後の対応

3 物質についてリスク評価を行ったところ、下記のように判定された。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
○1,2-ジクロロプロパン	ア 洗浄又は拭きの業務を行う事業場で、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者の健康障害のリスクが高いものと考えられることから、制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべきである。	化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会において、具体的な措置を検討するとともに、関係事業者に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○ナフタレン	イ 一部の事業場で、ばく露が高い状況が見られたことから、さらに詳細なリスク評価が必要であり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行うとともに、今後、詳細なリスク評価を実施する。
○フェニルヒドラン	ウ ばく露の測定結果から、リスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行う。

<添付資料>

- 別紙1 リスク評価物質（3物質）に関する情報
- 別紙2 化学物質のリスク評価検討会参考者名簿及び開催経緯

(別紙1) リスク評価物質(3物質)に関する情報

物質名 (CAS No)	有害性情報 (発がん性評価、許容濃度等)	用途の例
1, 2-ジクロロプロパン (78-87-5)	○IARC:ヒトに対する発がん性について分類できない ○日本バイオアッセイ研究センター試験報告:ラット及びマウスに対する発がん性あり ○ACGIH TLV-TWA: 10 ppm	金属用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物
ナフタレン (91-20-3)	○IARC:ヒトに対して発がん性が疑われる ○ACGIH TLV-TWA: 10 ppm	染料中間物、合成樹脂、爆薬、防虫剤、有機顔料、テトラリン、デカリニン、ナフチルアミン、無水フタル酸、滅菌剤等、燃料、色素(塗料・顔料)。
フェニルヒドラジン (100-63-0)	○EU Annex VI:ヒトに対しておそらく発がん性がある ○ACGIH: 0.1 ppm	染料・顔料中間体

I A R C (国際がん研究機関) の発がん性分類

- 1 : ヒトに対して発がん性がある
- 2 A : ヒトに対しておそらく発がん性がある
- 2 B : ヒトに対して発がん性が疑われる

A C G I H : 米国産業衛生専門家会議

(別紙2) 検討会収集者名簿及び開催経緯

1 化学物質のリスク評価検討会収集者名簿

いけだ 池田	としひこ 敏彦	★ 横浜薬科大学臨床薬学科教授
うちやま 内山	いわお 巖雄	☆ 京都大学名誉教授
えま 江馬	まこと 眞	★ 独立行政法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員
えんどう 圓藤	ようこ 陽子	☆ 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒センター長
おおまえ 大前	かずゆき 和幸	★ 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
おじま 小嶋	じゅん 純	☆ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ上 席研究員
しみず 清水	ひですけ 英佑	★ 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
たかた 高田	あやこ 礼子	★ 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授
たかや 鷹屋	みつとし 光俊	☆ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 上席研究員
つだ 津田	ひろゆき 洋幸	★ 名古屋市立大学特任教授
○ なごや 名古屋	としと 俊士	☆ 早稲田大学理工学術院教授
にしかわ 西川	あきよし 秋佳	★ 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
はない 花井	そうすけ 莊輔	☆ 独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員
はら 原	くにお 邦夫	☆ 帝京平成大学地域医療学部教授
みやがわ 宮川	むねゆき 宗之	★ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究企画調整部首席研究員

(50 音順、敬称略、○は座長)

(★有害性評価小検討会収集者 ☆ばく露評価小検討会収集者)

2 リスク評価関係検討会の開催経過（今回の評価物質に関する検討会）

有害性評価小検討会

第1回有害性評価小検討会 平成25年3月27日（水）

ばく露評価小検討会

第1回ばく露評価小検討会 平成25年4月12日（金）

化学物質のリスク評価検討会

第1回化学物質のリスク評価検討会 平成24年4月26日（金）